

要保存

収支報告書記載要領

- 1 令和5年分収支報告書の記載要領及び提出について
- 2 「国会議員関係政治団体の手引」に係る補足事項

国会議員関係政治団体以外の政治団体用

令和5年分収支報告書の記載要領及び提出について

- 1 提出期間 令和6年1月1日から4月1日まで（締切厳守）

ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示の日から選挙期日までの期間がかかる場合は、1月1日から4月30日まで。また、政治団体が解散したときは、その日から30日以内。なお、特定パーティー開催団体にあつては、特定パーティーの終了した日から3か月以内。開催中止の場合は、開催中止の日から30日以内。
- 2 提出先 愛媛県選挙管理委員会
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL (089) 912-2212
- 3 提出部数 1部
- 4 資金管理団体以外の政治団体については、政治活動費につき1件5万円以上（50,000円～）の支出について、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出すること。

資金管理団体については、資金管理団体である間に行つた支出にあつては、経常経費（人件費以外の経費）及び政治活動費につき1件5万円以上の支出について、領収書等の写しを併せて提出すること。

ただし、領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」、又は当該支出の目的を記載した「振込明細書に係る支出目的書」及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。）を併せて提出すること。この場合、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、当該振込明細書の写し1部の提出で足り、「振込明細書に係る支出目的書」の提出は要しない。

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。
- 5 令和5年中に収入及び支出が全くない場合でも、次の様式は、必ず提出しなければならないこと。
 - (1) 様式（その1）〔収支報告書〕
 - (2) 様式（その2）〔収支の状況〕
 - (3) 様式（その17）〔資産等の状況〕
 - (4) 様式（その20）〔宣誓書〕
- 6 訂正箇所には会計責任者の印の押印又は署名をすること。なお、修正液等の使用は不可であること。

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 8 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- なお、政治団体のうち特定パーティー開催団体にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額等の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合には、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- 9 「収入」とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、「支出」とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(ふりがな) (注) ふりがな (ひらがな) の記入

1 政治団体の名称 まるまるこうえんかい
〇〇後援会

2 主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地〇

3 代表者の氏名 伊予 太郎

4 会計責任者の氏名 愛媛 花子

事務担当者の氏名 予州 次郎

(電話) (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

(電話) _____

(電話) _____

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	愛媛県議会議員 松山市・上野六都選挙区 (現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	伊予 太郎

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

特定パーティー開催団体が政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日を「令和〇年〇月〇日開催」と記載すること。

様式 (その1) について

- (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合のみ記載すること。

この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「愛媛県議会議員〇〇市選挙区 (現職)」、その職の候補者にあつては「〇〇市議会議員 (候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「〇〇町長 (候補者となろうとする者)」の例により記載すること。

また、資金管理団体の解散等に伴う収支報告書にあつては、解散日時点において資金管理団体の指定を受けていた場合に、「有」の「□」に「✓」を記入し「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」を記載するものとし、解散日より前に資金管理団体でなくなっている場合には、「無」の「□」に「✓」を記入するものであること。

(3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。

この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。

なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

また、資金管理団体の解散等に伴う収支報告書にあっては、1月1日から解散日まで、というように記載すること。

(4) 特定パーティー開催団体にあつては、「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

また、特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年分」の下に「令和〇年〇月〇日開催分」と記載すること。

(5) 「1 政治団体の名称」から「4 会計責任者の氏名」までについて、総務大臣又は県選挙管理委員会に対して届出済の政治団体の届出事項に異動があつた場合には、その異動の日から7日以内に「届出事項の異動届」を提出すること。

(6) 政治団体の名称にはふりがなを付すこと。

(7) 政治団体の名称は、総務大臣又は県選挙管理委員会に届け出た名称とし、省略しないこと。

(8) 「政治団体の区分」欄について、「政党」と「その他の政治団体」、「本部」と「支部」の区分を間違えないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億		百万		千		円
(前年からの繰越額)					2	0	2	0	0
(本年の収入額)					1	9	7	0	0
支 出 総 額					1	2	9	2	5
翌年への繰越額					7	2	7	5	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額			十億		百万		千		円
員 数							1	5	0
									1

(2) 寄附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額									備 考	
(ア) 個人からの寄附			十億		百万		千		円		
(ア) 個人からの寄附					5	8	0	0	0	0	
(ア)のうち特定寄附					2	6	5	0	0	0	(注) (ア)の内訳
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政治団体からの寄附					5	3	0	0	0	0	
小計(ア)+(イ)+(ウ)					1	1	1	0	0	0	(注) 小計の記入漏れに注意
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					1	9	0	0	0	0	(注) 小計の内訳
イ 政党匿名寄附										0	
合 計(ア+イ)					1	1	1	0	0	0	

様式(その2)について

- (1) 「1 収支の総括表」は、計算・転記ミスが多いので注意すること。
- (2) 「(前年からの繰越額)」欄は、前年分の収支報告書又は会計帳簿により、当該金額を正確に把握し、記載すること。
- (3) 支出総額は様式(その13)の「合計」欄と一致すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (5) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。)を除く。以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれに項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。
 なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を自ら管理することなく、当該資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に対してする寄附をいう。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。
 また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附に該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (6) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。
- (7) 本様式に記載した「寄附」の内訳については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分して様式(その7)に記載すること。また、「政党匿名寄附」の内訳については、様式(その9)に記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入											
事業の種類	金額										備考
	十億	百万	千	円							
〇〇機関紙		1	5	0	0	0	0	0	0	0	
△△機関雑誌			8	0	0	0	0	0	0	0	
□□政治資金パーティー開催事業		2	0	0	0	0	0	0	0	0	R5.12.11 〇〇市〇〇町〇〇ホテル〇〇ホール △△政治団体と共催
この頁の小計		4	3	0	0	0	0	0	0	0	
合計		4	3	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

様式(その3)について

- 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行业及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇機関紙」、「〇△政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「△〇催物事業」というように記載すること。
- 本様式に記載した収入に対応する支出は、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、様式(その15)に「機関紙誌の発行业費」、「宣伝事業費」、「政治資金パーティー開催事業費」、「その他の事業費」にそれぞれ分類して記載すること。
- 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その4)

(4) 借入金											
借入先	金額										備考
	十億	百万	千	円							
〇〇銀行(A支店)		1	0	0	0	0	0	0	0	0	
××銀行(B支店)		1	5	0	0	0	0	0	0	0	
この頁の小計		2	5	0	0	0	0	0	0	0	
合計		2	5	0	0	0	0	0	0	0	

様式(その4)について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば「X銀行(A支店)」というように具体的に借入先を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入													
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額										年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円									
〇〇会〇〇支部			5	0	0	0	0	0	0	0	R5. 2. 5	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〇〇会〇△支部		1	0	0	0	0	0	0	0	0	R5. 7. 15	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計			1	5	0	0	0	0	0	0			
合 計			1	5	0	0	0	0	0	0			

様式(その5)について

- (1) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載すること。
- (2) 政党の支部において当該政党の本部又は支部から、政党助成法第14条第2項に規定する「支部政党交付金」を供与された場合には、当該分は本様式にも記載すること。

(その6)

(6) その他の収入											
摘 要	金 額										備 考
	十億	百万	千	円							
〇〇銀行預金利子			1	0	0	0	0	0	0	0	令和5年8月18日
この頁の小計			1	0	0	0	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの				5	0	0	0	0	0	0	(注) 1件10万円未満のその他の収入について、一括してその合計金額を記載。
合 計			1	5	0	0	0	0	0	0	

様式(その6)について

- (1) その他の収入(個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。)については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上(100,000円~)のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。
 なお、1件当たりの金額が10万円未満(~99,999円)のものにあつては、一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄へ記載すること。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「T銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円									
何 某				8	0	0	0	0	0	R5. 1. 15	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	愛媛県議会議員	
特 何 某				2	6	5	0	0	0	R5. 5. 1	〃	〃	
何 某				2	0	0	0	0	0	R5. 2. 3	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	〇△会社社長	
〃				3	0	0	0	0	0	R5. 7. 5	〃	〃	
何 某				5	0	0	0	0	0	R5. 5. 19	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	〇×販売業	
〃				5	0	0	0	0	0	R5. 12. 5	〃	〃	
何 某				8	0	0	0	0	0	R5. 11. 3	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	△△会社役員	遺贈
													↑
この頁の小計				5	7	5	0	0	0				
その他の寄附					5	0	0	0	0				
合計				5	8	0	0	0	0				

(注) 明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載。
(注) 様式(その2)の「個人からの寄附」と一致。
(注) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円									
A政治連盟				1	0	0	0	0	0	R5. 1. 8	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 4. 18	〃	〃	
B後援会				5	0	0	0	0	0	R5. 7. 9	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
〃				7	0	0	0	0	0	R5. 8. 8	〃	〃	
C後援会				5	0	0	0	0	0	R5. 1. 18	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 2. 17	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 3. 18	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 4. 10	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 5. 26	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 6. 19	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 7. 21	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 8. 20	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 9. 22	〃	〃	
〃				1	0	0	0	0	0	R5. 10. 22	〃	〃	
〃					5	0	0	0	0	R5. 11. 16	〃	〃	
この頁の小計				4	6	5	0	0	0				
その他の寄附													
合計													

(注) 同じ区分の記載が複数ページにわたる場合は、最終ページ以外、この2欄は空欄。

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円									
C後援会			1	5	0	0	0	0	0	R5.12.6	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
この頁の小計					1	5	0	0	0				
その他の寄附					5	0	0	0	0				
合 計					5	3	0	0	0				

(注)様式(その2)の「政治団体からの寄附」と一致。

【参考】法人その他の団体から寄附を受けていた場合の記載例

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円									
A株式会社			1	0	0	0	0	0	0	R5.1.27	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.2.8	"	"	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.3.5	"	"	
B株式会社			1	0	0	0	0	0	0	R5.4.13	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.5.11	"	"	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.6.13	"	"	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.7.18	"	"	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.8.11	"	"	
C株式会社			1	0	0	0	0	0	0	R5.9.21	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.10.4	"	"	
"			1	0	0	0	0	0	0	R5.11.1	"	"	
(注)政党(支部を含む)又は政治資金団体以外の政治団体は、法人その他の団体から寄附を受けることはできません。													
この頁の小計					1	1	0	0	0				
その他の寄附													
合 計					1	1	0	0	0				

様式（その7）について

- (1) 同一の者から複数回の寄附がある場合は、名寄せして記載すること。
- (2) 寄附を受けた者が、政党及び政治資金団体以外の政治団体の場合、寄附の個別制限があるので、同一の者からの個人の寄附の合計額は、年間 150 万円を超えることはできないことに留意すること。（特定寄附及び公職の候補者が自己の資金管理団体に対してする寄附は除く。）
- (3) 団体の名称は、正式な名称を記載すること。
 (通称) (正式名称)
 〇〇建設 → 〇〇建設株式会社
- (4) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間 5 万円を超える（50,001 円～）ものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下様式（その9）までにおいて同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資 50%超会社（法第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。以下(10)において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。
- (5) 租税特別措置法の適用を受けようとする場合は、年間 5 万円以下の寄附についても、寄附者の氏名、金額、年月日、住所及び職業を本様式に記載しなければならないこと。
- (6) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。
 なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。
- (7) 法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄附として扱うこと。
- (8) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないこと。
- (9) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が当該資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (10) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資 50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資 50%超」というように記載すること。
- (11) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(4)又は(5)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。
- (12) 「その他の寄附」及び「合計」欄の金額については、「寄附者の区分」ごとに、当該区分の最後のページに記載すること。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳										寄附のあつせん者の区分		個人		備考
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									提 供 年 月 日	集めた 期 間	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	
	十 億	百 万	千	百	十	千	百	十	円					
何 某		1	9	0	0	0	0	0	0	R5. 10. 17	R5. 9. 4~ R5. 10. 15	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	団体役員	
この頁の小計		1	9	0	0	0	0	0	0					
その他の寄附														
合 計		1	9	0	0	0	0	0	0					

(注) 寄附のあつせん者の区分「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」の各合計を足したものが、様式(その2)「寄附のうち寄附のあつせんによるもの」と一致。

様式(その8)について

- (1) 寄附のあつせん者の区分については、「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」の区分により、それぞれ別葉とすること。
- (2) 同一の者によって寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は様式(その7)に準じて記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

【参考】政党匿名寄附を受けていた場合の記載例

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳										年 月 日	備 考
政党匿名寄附を受けた場所	金 額										
	十 億	百 万	千	百	十	千	百	十	円		
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇駅前街頭			2	3	6	0	0			令和5年4月5日	
〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇会館〇〇の間			7	6	4	0	0			令和5年5月25日	
(注)政党(支部を含む)又は政治資金団体以外の政治団体は、匿名寄附を受けることはできません。											
この頁の小計			1	0	0	0	0	0	0		
合 計			1	0	0	0	0	0	0		

様式(その9)について

- (1) 政党又は政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が、1,000円以下のものについて記載すること。
- (2) 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「松山市〇〇町一丁目〇〇駅前街頭」、「松山市〇〇町〇〇番地〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

【参考】 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催した場合の記載例

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳														
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額										対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
	十億	百万	千	円	百	十	百	十	百	十				
〇〇〇政治資金パーティー		1	5	0	0	0	0	0	0	0	400	R5. 5. 9	〇〇市〇〇町〇〇ホテル〇〇の間	政治団体××と共催
この頁の小計		1	5	0	0	0	0	0	0	0				
合計		1	5	0	0	0	0	0	0	0				

(注) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合であっても、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

様式 (その 10) について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が 1,000 万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に、前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳										政治資金パーティーの名称		○△政治資金パーティー		
										対価の支払をした者の区分		法人その他の団体		
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額									年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考	
	十億	百万	千	円										
〇〇株式会社		1	1	0	0	0	0	0	0	R5.5.13	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	何 某		
この頁の小計		1	1	0	0	0	0	0	0					
合 計		1	1	0	0	0	0	0	0					

様式 (その 11) について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入 (報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。以下同じ。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超える(200,001円～)ものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。

当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうち前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を「備考」欄に記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じて報告しても差し支えないものであること。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。

なお、「対価の支払をした者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払の あつせんによるもの内訳										政治資金パーティーの名称		○△政治資金パーティー							
										対価の支払のあつせん者の区分		個人							
対価の支払のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額									提 供 年月日	集めた 期 間	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考					
	十 億	千 百 万	千	百	十	千	百	十	千						百	十	千	百	十
何 某					9	0	0	0	0	0	R5. 6. 2	R5. 5. 24~ R5. 6. 1	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	団体職員					
こ の 頁 の 小 計					9	0	0	0	0	0									
合 計					9	0	0	0	0	0									

様式 (その 12) について

- (1) 政治資金パーティーごとに対価の支払のあつせん者の区分 (「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」) により、別葉とすること。
- (2) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が 20 万円を超える (200,001 円～) ものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は様式 (その 11) に準じて記載すること。
 なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					備 考
項 目	金 額				
	十億	百万	千	円	
1 経常経費					
(1) 人件費		1	9 5 5	0 0 0	
(2) 光熱水費			1 2 0	0 0 0	
(3) 備品・消耗品費			2 6 6	0 0 0	
(4) 事務所費			7 9 6	0 0 0	
小 計		3	1 3 7	0 0 0	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費		2	2 1 5	0 0 0	50,000円 ←
(2) 選挙関係費		2	0 0 0	0 0 0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		4	2 4 0	0 0 0	※ア～エの小計
ア 機関紙誌の発行事業費		1	2 5 0	0 0 0	
イ 宣伝事業費		1	7 9 0	0 0 0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		1	1 0 0	0 0 0	
エ その他の事業費			1 0 0	0 0 0	
(4) 調査研究費			1 1 2	0 0 0	
(5) 寄附・交付金			2 0 0	0 0 0	200,000円 ←
(6) その他の経費		1	0 2 1	0 0 0	
小 計		9	7 8 8	0 0 0	250,000円 ←
合 計		12	9 2 5	0 0 0	

(注)様式(その2)の「支出総額」と一致。

(注)当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、「備考」欄に内書でその額を記入し、併せて様式(その16)にその内訳を記載すること。

(注)人件費以外の経常経費のうち、資金管理団体である間に行った支出にあっては、内訳の明細を様式(その14)に記載するとともに、1件あたりの金額が5万円以上(50,000円～)のものについては、領収書の写しを添付すること。

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合に記載すること。

(注)政治活動費については、内訳の明細を様式(その15)に記載するとともに、1件あたりの金額が5万円以上(50,000円～)のものについては、領収書の写しを添付すること。

様式(その13)について

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

ア 人件費

政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

イ 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

ウ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

エ 事務所費

事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費

ア 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に係るものを除く。）で、例えば、**大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費**の類をいう。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、**公認推薦料、陣中見舞**その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる**給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料**その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、**遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費**の類をいう。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、**会場借上費、記念品代、講演諸経費**の類をいう。

(エ) その他の事業費

上記の(ア)から(ウ)まで以外の諸事業に要する経費をいう。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、**研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代**の類をいう。

オ 寄附・交付金

政治活動に関する**寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金**の類をいう。

カ その他の経費

その他、上記以外の政治活動に要する経費で、例えば、**借入金の返済**がこれにあたる。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
電気の使用料					5	5	0	0	0	R5. 2. 23	〇〇電力株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
水道の使用料					5	2	0	0	0	R5. 2. 24	〇〇市水道局	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	0	7	0	0				
その他の支出					1	3	0	0	0				
合計					1	2	0	0	0				

(注1) 資金管理団体は、1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超（1万1円以上）の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満（～49,999円）の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
ガソリン代					7	2	0	0	0	R5. 1. 13	〇〇石油有限会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
機の購入費					1	3	5	0	0	R5. 1. 22	〇〇家具	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
事務用コピー用紙の購入費					5	4	0	0	0	R5. 1. 25	〇〇文具店	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					2	6	1	0	0				
その他の支出					5	0	0	0	0				
合計					2	6	6	0	0				

(注1) 資金管理団体は、1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超（1万1円以上）の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満（～49,999円）の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
事務所の借料損料					3	8	0	0	0	R5. 2. 23	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
火災保険料					7	0	0	0	0	R5. 2. 24	〇〇火災保険株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
切手購入費					6	3	0	0	0	R5. 3. 3	〇〇文具店	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
修繕料					1	7	4	0	0	R5. 3. 6	△△建設株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					6	8	7	0	0				
その他の支出					1	0	9	0	0				
合計					7	9	6	0	0				

(注1) 資金管理団体は、1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超（1万1円以上）の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満（～49,999円）の支出について、一括してその合計金額を記載。

様式（その 14）について

(1) 様式（その 13）に記載した支出金額において、人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出のうち、1 件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、5 万円以上（50,000 円～）の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

したがって、1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合には、資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

(2) 人件費以外の経常経費は、様式（その 13）の記載要領の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

(3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

(4) 「その他の支出」欄には、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出のうち、1 件当たりの金額が 5 万円未満（～49,999 円）の支出を一括してその合計金額を記載すること。

(5) 人件費以外の経常経費のうち、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては、1 件当たりの金額が 5 万円以上（50,000 円～）のものについては、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。）を併せて提出すること。

なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

(6) 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は当該支出の目的を記載した「振込明細書に係る支出目的書」及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）を併せて提出すること。この場合、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、当該振込明細書の写し 1 部の提出で足り、「振込明細書に係る支出目的書」の提出は要しない。

なお、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

(7) 政党の支部及び資金管理団体の指定を受けていないその他の政治団体はこの様式を提出する必要はないこと。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (組織対策費)				
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					
パンフレット印刷代					9	2	0	0	0	0	R5. 1. 20	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
食事代						5	0	0	0	0	R5. 2. 14	割烹〇△	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
旅費						5	0	0	0	0	R5. 4. 27	〇×旅行株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃						5	0	0	0	0	R5. 8. 11	△△トラベル有限公司	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	0	7	0	0	0				
その他の支出						8	5	0	0	0				
合 計					1	1	5	5	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (大会費)				
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					
案内状印刷代					2	0	0	0	0	0	R5. 8. 4	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
資料印刷代						5	6	0	0	0	R5. 8. 9	〃	〃	
会場借上費						1	0	0	0	0	R5. 8. 21	〇△会館	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
弁当代						5	0	0	0	0	R5. 8. 23	〇×弁当	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
タクシー代						5	0	0	0	0	R5. 8. 25	△△タクシー株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					9	6	0	0	0	0				
その他の支出						1	0	0	0	0				
合 計					1	0	6	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 選挙関係費 (公認推薦料)				
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					
公認推薦料					6	0	0	0	0	0	R5. 10. 10	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃						6	0	0	0	0	R5. 10. 10	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃						6	0	0	0	0	R5. 10. 10	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	8	0	0	0	0				
その他の支出														
合 計					1	8	0	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 選挙関係費 (陣中見舞)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
陣中見舞					5	0	0	0	0	R5.11.1	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
"					5	0	0	0	0	R5.11.1	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
"					5	0	0	0	0	R5.11.1	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
"					5	0	0	0	0	R5.11.1	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					2	0	0	0	0				
その他の支出													
合計					2	0	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (機関紙〇〇原稿料)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
原稿料					5	0	0	0	0	R5.4.2	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
"					5	0	0	0	0	R5.9.5	"	"	
"					5	0	0	0	0	R5.12.6	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	5	0	0	0				
その他の支出													
合計					1	5	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (機関紙〇〇印刷費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
印刷費					2	0	0	0	0	R5.1.11	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
"					2	0	0	0	0	R5.3.9	"	"	
"					2	0	0	0	0	R5.9.22	"	"	
"					2	0	0	0	0	R5.11.28	"	"	
この頁の小計					8	0	0	0	0				
その他の支出													
合計					8	0	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (機関紙〇〇発送費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
郵送料					1	0	0	0	0	R5.1.28	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃					1	0	0	0	0	R5.6.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	R5.10.28	〃	〃	
この頁の小計					3	0	0	0	0				
その他の支出													
合計					3	0	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (宣伝用自動車購入・維持費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
ライトバン購入費					1	0	0	0	0	R5.4.2	〇〇自動車販売株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
自動車取得税						5	0	0	0	R5.4.3	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	
ガソリン代						5	0	0	0	R5.4.5	〇〇石油有限公司	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃						5	0	0	0	R5.6.8	〃	〃	
〃						5	0	0	0	R5.8.3	〃	〃	
自動車点検整備代						5	0	0	0	R5.11.2	〇〇自動車販売株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	2	5	0	0				
その他の支出													
合計					1	2	5	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (ポスター作成費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
印刷費					5	0	0	0	0	R5.12.20	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					5	0	0	0	0				
その他の支出						4	0	0	0				
合計					5	4	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (〇〇政治資金パーティー開催事業費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
案内状印刷代					5	0	0	0	0	R5. 5. 30	〇〇印刷有限会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
会場借上費					2	0	0	0	0	R5. 6. 4	〇△会館	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
食事代					7	5	0	0	0	R5. 6. 18	〃	〃	
講師謝金					1	0	0	0	0	R5. 6. 16	何 某	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	1	0	0	0				
その他の支出													
合計					1	1	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 その他の事業費 (〇〇催物事業)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
弁当代					6	5	0	0	0	R5. 10. 4	〇〇フーズ有限会社	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					6	5	0	0	0				
その他の支出					3	5	0	0	0				
合計					1	0	0	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 調査研究費 (書籍購入費)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
書籍「〇〇」購入					1	0	0	0	0	R5. 5. 5	〇〇書店	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計					1	0	0	0	0				
その他の支出					1	2	0	0	0				
合計					1	1	2	0	0				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金			(支部交付金)	
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					
支部交付金					1	0	0	0	0	R5. 6. 3	A支部	〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
"					1	0	0	0	0	R5. 6. 3	B支部	〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
この頁の小計					2	0	0	0	0					
その他の支出														
合計					2	0	0	0	0					

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 その他の経費			(借入金返済)	
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					
借入金返済					1	0	0	0	0	R5. 12. 10	〇〇銀行	〇〇市〇〇町〇〇番地〇		
この頁の小計					1	0	0	0	0					
その他の支出						2	1	0	0					
合計					1	0	2	1	0					

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注)1件5万円未満(～49,999円)の支出について、一括してその合計金額を記載。

様式(その15)について

(1) 様式(その13)に記載した支出金額のうち、政治活動費については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上(50,000円～)の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により分類して記載すること。

その際、支出を受けた者の住所については、地番まで漏れなく記載すること。

(2) 政治活動費は、様式(その13)の記載要領の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「〇〇政治資金パーティー開催事業費」、「△△政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、例えば、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

(3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、(2)の分類に基づき「組織対策費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満(～49,999円)の支出を一括してその合計金額を記載すること。

エ 1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を「この頁の小計」欄に記載(「合計」欄は記載不要)し、項目別区分ごとの最後のページにそれらの合計金額を記載すること。

(4) 政治活動費については、1件当たりの金額が5万円以上のものについては、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。)を併せて提出すること。

なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

(5) 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は当該支出の目的を記載した「振込明細書に係る支出目的書」及び振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものに限る。)を併せて提出すること。この場合、振込明細書に支出の目的が記載されている場合(会計責任者が振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)は、当該振込明細書の写し1部の提出で足り、「振込明細書に係る支出目的書」の提出は要しない。

なお、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳													
支 出 項 目	金 額									年 月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円									
寄附・交付金			1	0	0	0	0	0	0	R5. 6. 3	A支部	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
〃			1	0	0	0	0	0	0	R5. 10. 1	B支部	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
組織活動費			5	0	0	0	0	0	0	R5. 12. 15	C支部	〇〇市〇〇町〇〇番地〇	
この頁の小計			2	5	0	0	0	0	0				
合 計			2	5	0	0	0	0	0				

様式(その16)について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

様式（その17）について

- (1) 12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。様式（その18）において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。
- (2) 資産等を有していない場合であっても、「無」の欄の「□」内に「✓」を記入して必ず提出すること。

様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。

なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地

土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「松山市〇〇町一丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

イ 建物

建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「松山市〇〇町一丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「松山市〇〇町1丁目1番1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

エ 動産

取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。

オ 預金又は貯金

預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。

カ 金銭信託

金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。

キ 有価証券

金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。

ク 出資による権利

出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。

ケ 貸付金

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。

コ 敷金

支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を

記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

サ 施設の利用に関する権利

取得の価額が 100 万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。

シ 借入金

借入先ごとの残高が 100 万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

- (2) 上記 (1) のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第 3 条第 1 項各号又は法第 5 条第 1 項各号の団体となった日（同項第 2 号の団体にあつては、法第 6 条の 2 第 2 項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

- (3) 上記(1)のク及びコノ資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

- (4) 上記 (1) のアからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年 12 月 31 日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成 5 年 1 月 1 日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成 5 年 1 月 1 日における時価見積額である旨を付記すること。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

- (5) 上記(1)のク及びコノ資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年 12 月 31 日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 土地			
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
〇〇市〇〇町一丁目 1番1号	賃貸	当団体の職員以外の個人	事務所用以外の駐車場	25㎡	5万円/月
〇〇市〇〇町一丁目 1番2号	事務所				

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 建物			
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
〇〇市〇〇町一丁目 1番2号	事務所				

様式（その19）について

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（様式（その18）の記載要領の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。

なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地

土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「松山市〇〇町一丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建物

建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「松山市〇〇町一丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあって

はその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「松山市〇〇町一丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100 m²」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10 万円/月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年〇〇月〇〇日

政治団体の名称 〇〇後援会

(注) 名称は省略しないこと。

会計責任者の氏名 愛媛花子 (印)

(注) 記名押印又は署名等のこと。

代表者の氏名 (代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記名押印又は署名すること。)

(注) 政治団体の名称、会計責任者の氏名は、様式（その1）と一致すること。

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。

様式（その20）について

- (1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- (2) 解散に伴う収支報告書における宣誓書には、代表者の氏名の記名押印又は署名（署名は必ず代表者本人が自署すること。）も必要であること。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額							年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	百万	千	百	十	円	角	分		
光熱水費	電気の使用料		5	5	0	0	0		R5. 2. 20	口座振替のため

(備考) 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。

政治団体の名称 ○ ○ 後 援 会
 会計責任者の氏名 愛 媛 花 子 (印)

- (1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- (2) 「支出の項目」欄には、様式(その13)の記載要領の例により分類して記載すること。
- (3) 「摘要」欄には、様式(その14)又は(その15)の支出の目的を、例えば、「電気の使用料」というように具体的に記載すること。

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	会場借上料

(備考) 1 「摘要」欄には、例えば「会場借上料」というように具体的に記載すること。
 2 支出の目的ごとに別葉とすること。
 3 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。)と併せて提出すること。

政治団体の名称 ○ ○ 後 援 会

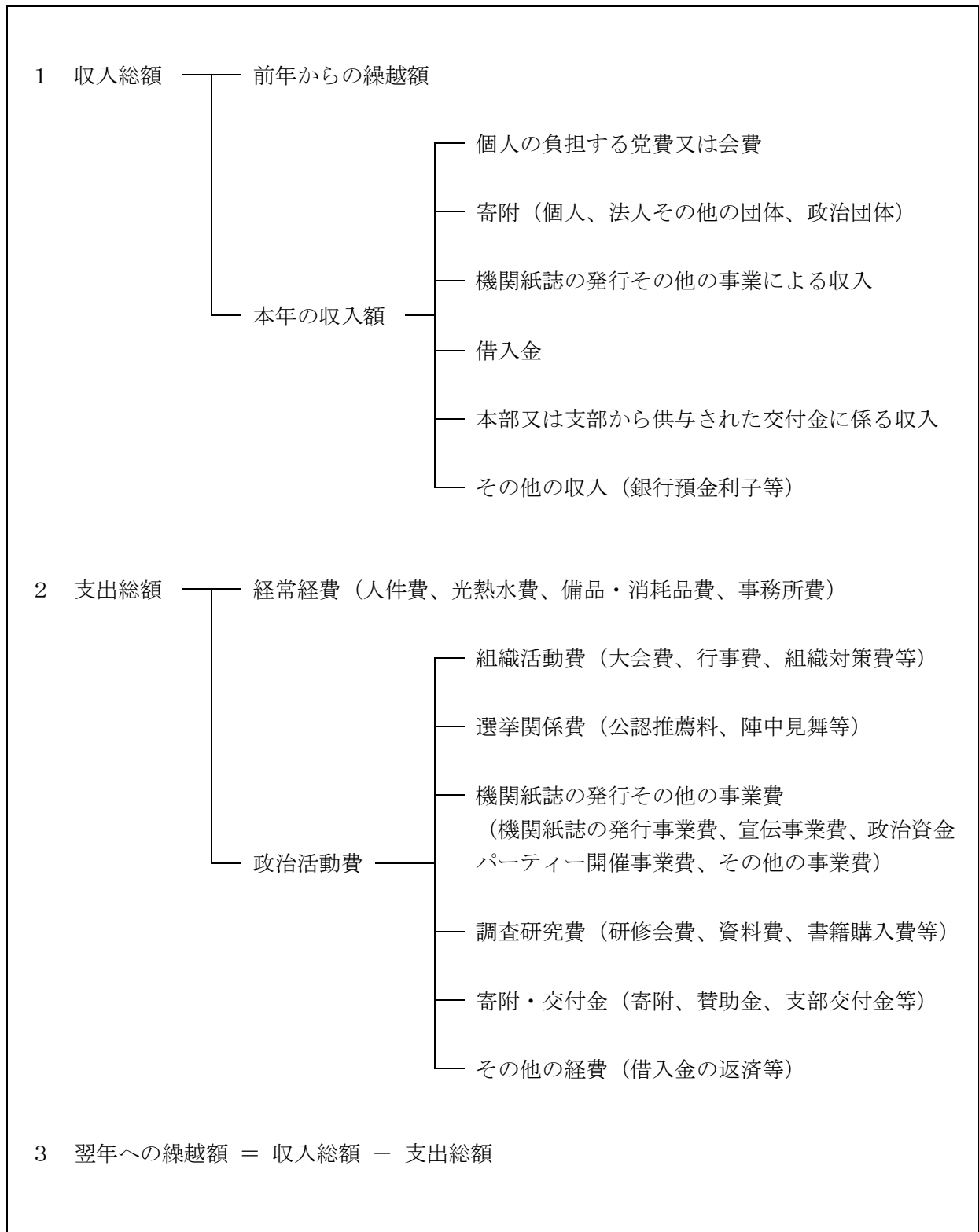
- (1) 「支出の項目」欄には、様式(その13)の記載要領の例により分類して記載すること。
- (2) 「摘要」欄には、様式(その14)又は(その15)の支出の目的を、例えば、「会場借上料」というように具体的に記載すること。
- (3) 支出の目的ごとに別葉とすること。
- (4) 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。)と併せて提出すること。

収 支 関 係 問 答

問	答
<p>(法第9条、第12条関係)</p> <p>1 政治団体の本部及び支部における個人の党費（会費）の会計帳簿及び収支報告書への記載方法（法施行規則第13号及び第14号様式によるもの）はどのようなになるか。</p> <p>(1) 支部を通じて本部に納入される場合で、</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 党費（会費）全額が本部に納入され、各支部は本部から交付金を受ける場合</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 党費（会費）のうち一定額（配分率による場合と支部党費（会費）として定額を決める場合がある。）を支部で差引き、残額が本部に納入される場合</p> <p>(2) 党費（会費）全額が支部に納入され、支部がそのうち一定の上納率による上納金を本部に納入する場合</p>	<p>(1)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 本部が、その全額を収入の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、支部の交付金については、本部は、支出の「寄附・交付金」の項目に「支部に対して供与した交付金」として、併せて、収支報告書の様式（その16）に内訳を記載する。かつ、様式（その13）の支出項目別金額の「寄附・交付金」の「備考」欄に当該金額を記載すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、支部は、収入の「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」の項目に「本部から供与された交付金」として記載すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 支部は、当該一定額を、本部は、その残額を、それぞれ収入の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載すること。</p> <p>(2) 支部は、その金額を収入の「個人の負担する党費又は会費」の項目に記載すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、上納金については、支部は、支出の「寄附・交付金」の項目に「本部に対して供与した交付金」として、併せて、収支報告書の様式（その16）に内訳を記載する。かつ、様式（その13）の支出項目別金額の「寄附・交付金」の「備考」欄に当該金額を記載すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、本部は、収入の「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」の項目に「支部から供与された交付金」として記載すること。</p>

問	答
<p>(法第9条、第11条、第12条関係)</p> <p>2 政治団体が政治活動に係る1件5万円以上の債務の支払を分割して行う場合、1回の支払が5万円未満のものについて、次の(1)から(4)の取扱い如何。</p> <p>(1) 会計責任者は、法第11条第1項に規定する領収書等の徴収義務はないものとして解してよいか。</p> <p>(2) 会計帳簿への記載の仕方はどうか。</p> <p>(3) 収支報告書への記載の仕方はどうか。</p> <p>(4) (1)において領収書等の徴収義務がないものと解された場合、当然、法第12条第2項の領収書等の写しの提出義務もないものと解してよいか。</p>	<p>(1) お見込みのとおり。</p> <p>(2) 分割して行われる1回の支払ごとに法第9条第1項第2号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(3) その年に行われた当該債務に係る各支払の合計金額が5万円以上である場合にのみその合計金額について法第12条第1項第2号に掲げる事項を記載する。 なお、その場合、収支報告書の「年月日」欄には、その年の当該債務に係る最後の支払の行われた年月日を「〇年〇月〇日外」と記載し、余白にその年の当該債務に係る各支払の金額及び年月日を記載すること。</p> <p>(4) お見込みのとおり。 なお、その場合、その年に行われた当該債務に係る各支払の合計金額が5万円以上である場合には、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(法施行規則第9条第1項別記第15号様式)を提出するものとし、その「領収書等を徴し難かった事情」欄には、1回5万円未満の分割支払であった旨を記載し、他の各欄には、それぞれ、収支報告書の記載と同様に記載すること。</p>

政治資金の収支の項目について（概要）



国会議員関係政治団体に係る補足

様式（その1）（p.3）の「国会議員関係政治団体の区分」欄及び「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄について、政治団体が解散した年の収支報告書に記載する場合は、次のように取り扱うこと。

1 「国会議員関係政治団体の区分」欄

(1) 政治団体の解散日現在において国会議員関係政治団体である場合

- ① 該当する□にチェックを記入し、公職の候補者の氏名及び公職の種類を記載すること。
- ② 公職の種類については、「衆議院議員 愛媛県第○区(現職)」、「衆議院議員 愛媛県第○区(候補者)」又は「衆議院議員 愛媛県第○区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。

(2) 政治団体の解散日より前に国会議員関係政治団体ではなくなっている場合は、記載を要しない。

2 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄

(1) 期間の始期

- ① 解散年の1月1日までに国会議員関係政治団体である旨の届出をしている場合は、1月1日とすること。
- ② 解散年の途中において国会議員関係政治団体に該当することとなった場合
ア 1号団体は、国会議員関係政治団体となった日
イ 2号団体は、2号団体に該当する旨の届出をした日
ただし、1号かつ2号団体に該当するときは、ア又はイのいずれか早い日とすること。

(2) 期間の終期

- ① 政治団体の解散日現在において国会議員関係政治団体である場合は、政治団体の解散日とすること。
- ② 政治団体の解散日より前に、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合は、国会議員関係団体に該当しなくなった日とすること。

